

STOP！個人情報不正利用！！

「本人通知制度」



に登録しませんか



本人通知制度ってなに？



市が、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、事前に登録した本人に交付したことをお知らせする制度です。

どんな仕組みなの？

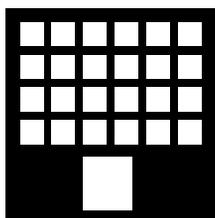


第三者等



戸籍・
住民票等
を請求

交付窓口



交付した事実
を通知

登録者



不正請求の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明が期待できます。

登録するにはどうすればいいの？



裏面の申請用紙に必要事項を記入し、市役所1階6番窓口へ提出してください。登録は無料です。

必要なもの：本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

登録期間：申請日の翌業務日から無期限です。

ただし、氏名、住所、本籍地等変更の場合は変更届が必要となります。

詳しくは →→→ 摂津市 市民課 ☎ 06-6383-1360 まで

<http://www.city.settsu.osaka.jp/>



摂津市 本人通知制度